

次期「奈良県環境総合計画」骨子（案）

1. 社会の動きと環境との関わり
2. 計画の全体構成
3. 現計画の指標評価と次期計画目標値
4. 施策体系

平成27年10月

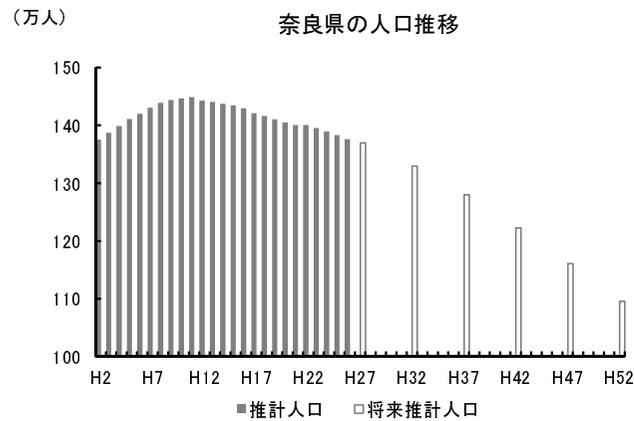
奈良県景観・環境局環境政策課

1. 社会の動きと環境との関わり

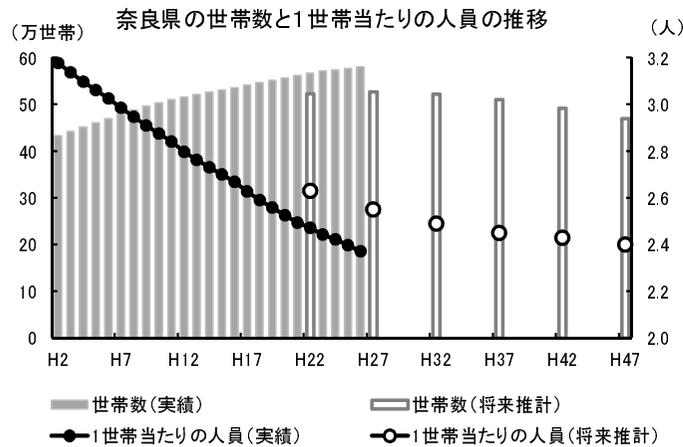
1. 人口減少・高齢社会の到来

我が国の人口は平成14（2002）年の約1億3,070万人をピークに減少を続け、平成26（2014）年では約1億2,830万人であり、平成60（2040）年には1億人を割るものと予想されています。本県の人口は、平成11（1999）年の約145万人をピークに減少傾向が続いており、平成26（2014）年には約138万人であり、平成42（2030年）には約110万人まで減少すると予想されています。本県の世帯数は、平成22（2010）年では、約57万世帯であり、国立社会保障・人口問題研究所の予測に比べて約5万世帯多く、平成26（2014）年では約58万世帯に増加しています。一方、平均世帯人員は、平成22（2010）年では2.47人であり、国立社会保障・人口問題研究所の予測に比べて0.14人少なく、平成26年（2014）年では2.37人まで減少しています。また、人口減少とともに高齢化も進行しており、高齢化率は平成24（2012）年に24.9%であったのが、平成37年には32.6%に達すると予測されています。

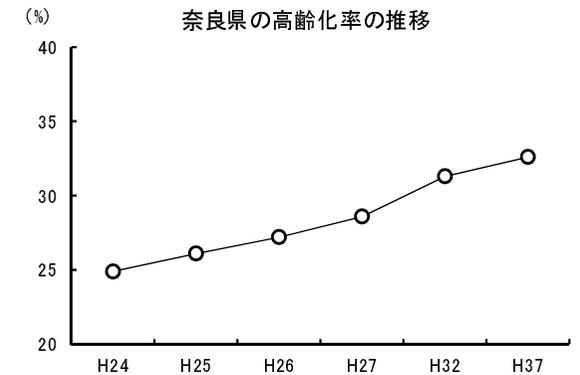
【出所：総務省HP（国勢調査・人口推計）、国立社会保障・人口問題研究所HP、奈良県推計人口調査、奈良県高齢者福祉対策の概要②】



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、奈良県統計課「推計人口調査」】



【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(都道府県別推計)」、奈良県統計課「推計人口調査」】



【出典：奈良県長寿社会課「平成27年度高齢者福祉対策の概要」】

【環境との関わり】

●一人当たりの環境負荷の増

人口減少は、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など、環境負荷が減少することが予想されます。しかし、世帯数の増加や高齢化の進展、ライフスタイルの変化等によって、主に家庭部門における一人当たりの環境負荷は増す可能性があります。また、高齢世帯は、高齢化により体温調節機能が低下し、在宅時間が長くなる傾向にあることから、空調等に必要となる電力など、日常生活に係るエネルギー消費が増加する傾向にあると考えられます。

●農地・森林の公益的機能の低下

農林業における担い手の減少・高齢化は、耕作放棄地や森林の管理放棄地の増加による里地・里山の荒廃を招くなど環境悪化の要因となり、森林や農地による水質浄化や洪水緩和、大気浄化などの公益的機能の低下を招き、また、野生動植物の生息・生育環境の劣化が生じることが懸念されます。

●地域コミュニティの維持

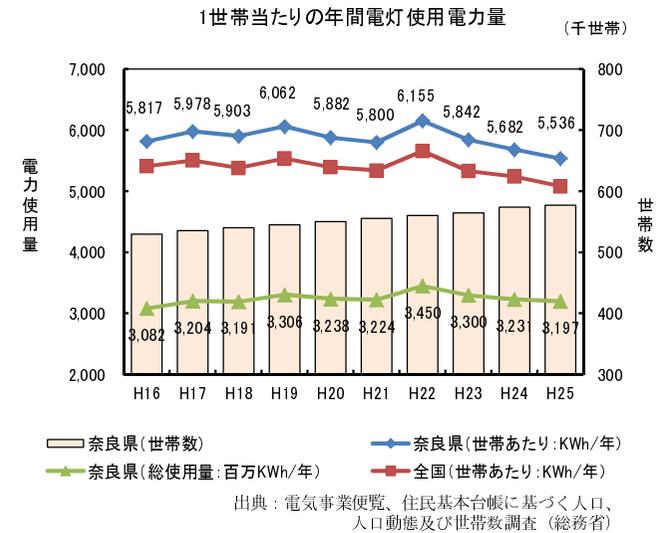
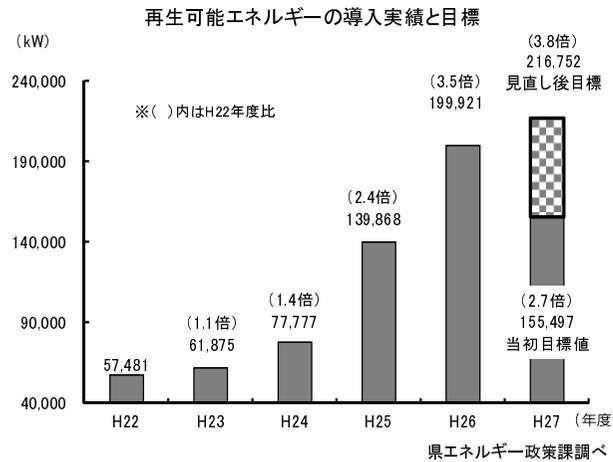
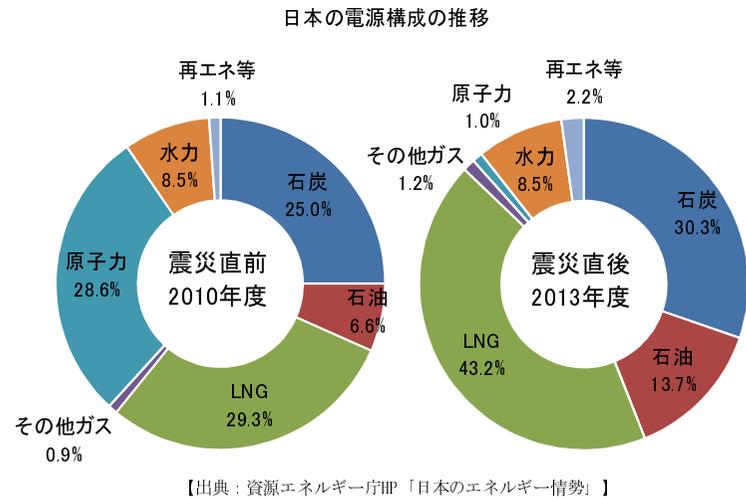
地域コミュニティは、人々の助け合いの心や地域への愛情を育む基盤であり、身近な環境の保全や地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしています。人口減少・高齢社会が進展していくなかでは、これまで以上に、一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高め、地域コミュニティの活力を高めていくことが求められます。

1. 社会の動きと環境との関わり

2. 東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換

東日本大震災を契機に、国においてはエネルギー政策が大きく見直され、「長期エネルギー需給見通し」の政策目標として、発電設備等の安全性向上により自然災害への耐性を高める「安全性」、エネルギー調達先国の多角化やエネルギー自給率の改善でエネルギーの安定供給を確保する「安定供給」、電力コストを引き下げて電気料金の抑制と経済の好循環を確保する「経済効率性」、欧米に遜色ない温室効果ガス削減目標を設定し積極的な地球温暖化対策を進めて行く「環境適合」を同時に達することとしており、そのためには、徹底した省エネルギー（最終エネルギー消費量を省エネ対策前比で13%程度削減）を前提に、再生可能エネルギーの導入（平成24（2030）年度の電源構成を22～24%とする）や火力発電の効率化等を進めていく中で、バランスのとれた電源構成（エネルギーミックス）としていくことが求められており、地球温暖化対策にも積極的に取り組む必要が一層高まっています。

このように、我が国のエネルギー政策そのものの見直しが進められる中で、資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルから、環境負荷の少ないライフスタイルへと転換していくとともに、更なる再生可能エネルギーのシェア拡大が求められています。



【環境との関わり】

●エネルギー起源CO2排出量の増

我が国全体の最終エネルギー消費量は減少傾向にあるが、東日本大震災以降、原子力発電の停止による火力発電の焼き増し等により電源構成に占める化石燃料の割合が高まり、温室効果ガス排出量の増加が継続している。

●節電による電力消費量の削減

県内では、世帯数が増加するなかで、節電等の取り組みにより1世帯当たりの電灯使用電力量が減少し、総電灯使用電力量を削減（平成25（2013）年度の対前年度比較で2.6%削減）しているが、火力発電の増加により化石燃料消費量（排出係数）が増加していることから、エネルギー起源CO2排出量は増加傾向にある（平成25（2013）年度の対前年度比較で4.1%増、平成17（2005）年度対比で8.6%増）。

●地域エネルギーの新たなシステム化

国のエネルギー政策が進められるなかで、安全・安心で災害に強い地域分散型エネルギーシステムの導入や、地域資源を活用した再生可能エネルギーのシェア拡大が求められている。

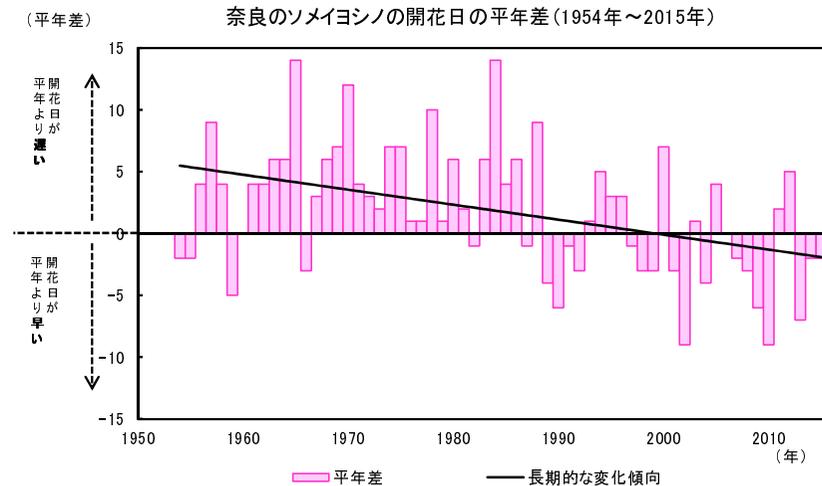
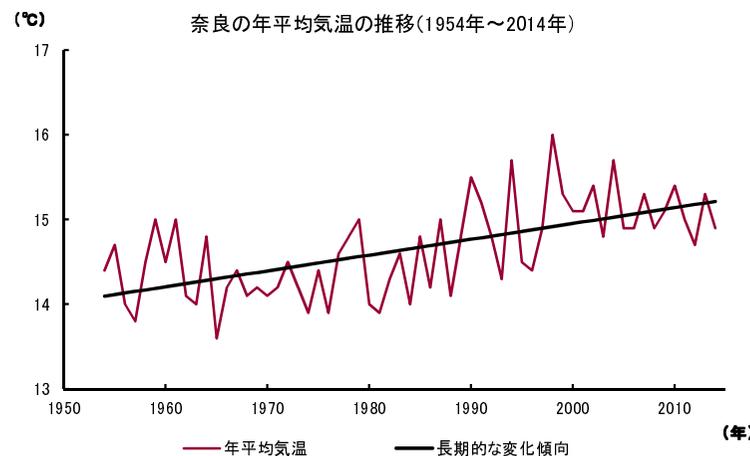
1. 社会の動きと環境との関わり

3. 深刻化する地球温暖化

平成26（2014）年4月に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次報告書では、地球温暖化の原因は、二酸化炭素をはじめとする人の活動に起因する温室効果ガスの増加によるものとされており、その影響は、国内外で既に顕在化しています。ヨーロッパ等で発生した記録的な熱波や、タイなどで発生した大規模な洪水などによる被害が発生し、また、国内でも各地で台風や前線などによる大雨、洪水、土砂災害などの被害が多く発生するなど、これらは温暖化に伴う気候変動の影響といわれています。

国では、第30回地球温暖化対策推進本部（平成27年7月開催）において、温室効果ガス排出量を平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26.0%削減（平成17（2005）年度比で25.4%削減）の水準（約10億4,200万t-CO₂）とする約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出されています。

本県においても、過去50年間で平均気温が約0.9℃上昇し、また、ソメイヨシノの開花時期が早まっているなど、私たちの身近なところにも気候変動の影響が出てきています。



【出典：奈良地方気象台】

【環境との関わり】

●自然災害などの甚大化

近年、増加している大雨や猛暑の背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加が予想されています。また、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化により、自然災害だけでなく、食料、健康、生態系などの様々な面で影響が生じることも予想されています。

●地域による貢献

温暖化対策は国際社会が協調して取り組まなければならない地球規模の課題であるが、気候変動の影響は気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なります。県としても、国が掲げる数値目標の達成への寄与、対策に取り組むことが地域づくりにもつながるという観点から、より一層、主体的な取り組みが求められます。

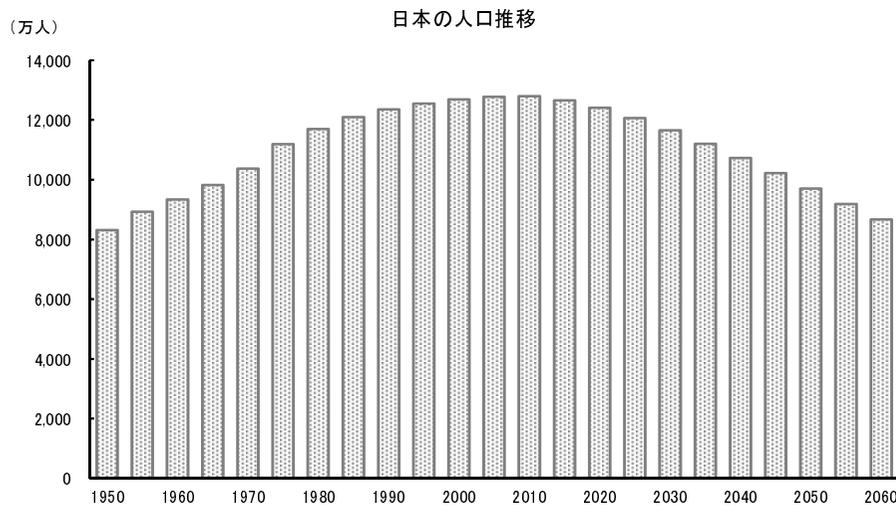
1. 社会の動きと環境との関わり

4. 地方創生の動き

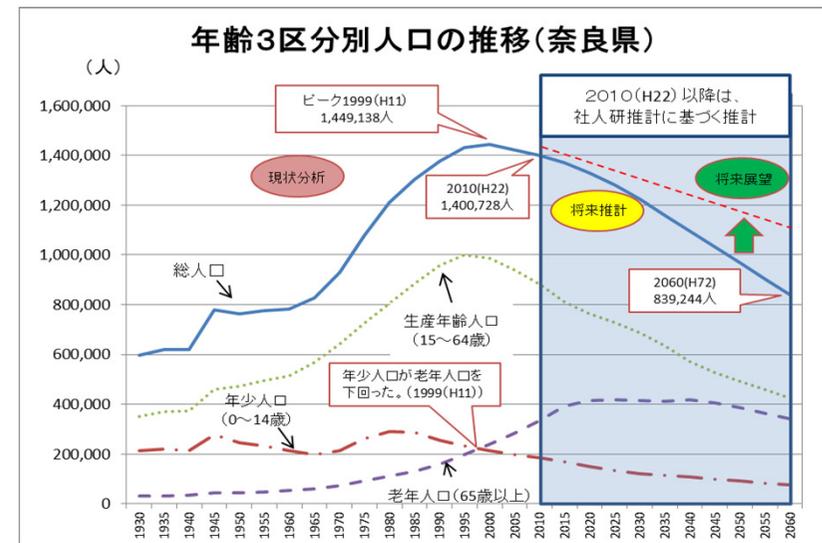
奈良県では、「県政の目指す姿」である「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ため、「経済の活性化」や「くらしの向上」に向け、持続可能な財政運営を維持しつつ、直面する県政諸課題に積極果敢に取り組んでいます。

国においては、人口減少克服、地方創生の実現に向け、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示する「長期ビジョン」と、これを踏まえ、平成27（2015）年度を初年度とする今後5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「総合戦略」を策定し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、様々な地方創生の施策の展開を打ち出しました。

本県においても、県政の重要課題への取り組みと国の施策推進の動きをうまくマッチングさせるため、「奈良県地方創生本部」を平成26（2014）年8月に設置し、「少子化・女性」「産業・しごと・観光・農林」「国土強靱化・まちづくり・景観彩り」「健康長寿・地域医療ビジョン・障害者」「文化・スポーツ・教育」の5つの部会・分野で取り組みを進めることとしました。この本県における地方創生の戦略において、奈良発の「地方自治の新しい形」である「奈良モデル（県・市町村の連携・協働化）」による取り組みを重点的に進めています。景観・環境についても「奈良モデル」の重要なテーマに位置づけ、「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県づくりに寄与していく考えであり、そのための「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進を図っています。



【出典：総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）】



【出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠】

【環境との関わり】

●景観・環境の魅力資源化

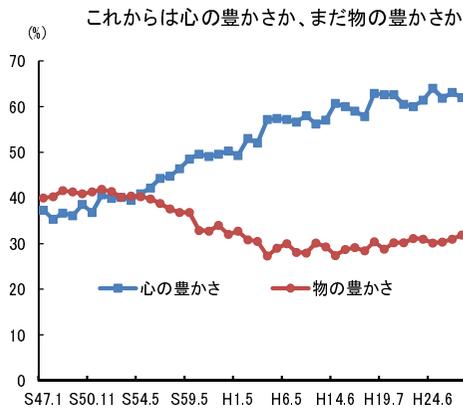
地域の経済社会活動は、地域の特性に大きな影響を与える地域資源の上に成立しています。自然や歴史文化遺産、町並み、里地・里山などの地域資源を活かしながら、内外から注目されるような持続可能な地域づくりを進めるためには、景観・環境づくりを地域の魅力資源と捉え、その質を向上させることが重要になると考えます。景観や環境の質を向上させることは、人々の生活の質の向上や地域資源の高付加価値化に結びつき、地域の成長エンジンになるとともに、経済社会活動の好循環にも寄与できるものと考えます。

1. 社会の動きと環境との関わり

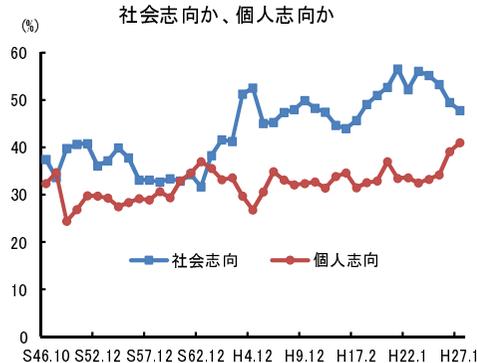
5. 価値観の変化

内閣府の「国民生活に関する世論調査」において、「今後の生活において心の豊かさや物の豊かさのどちらを重視するのか」との質問に対し、「物質的にある程度豊かになったので、心の豊かさやゆとりのある生活に重きを置きたい」とする人の割合（62.0%）が、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きを置きたい」とする人の割合（31.9%）を大きく上回っています。

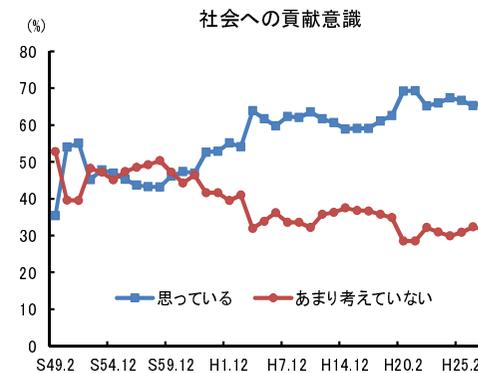
また、内閣府の「社会意識に関する世論調査」においては、平成27年1月で、社会志向の割合（47.8%）が個人志向の割合（41.0%）を上回っていますが、近年は個人志向の割合も高まりつつあります。更に、社会への貢献意識も上昇傾向にあり、その内容は、「自然・環境保護に関する活動」が32.8%と「社会福祉に関する活動」の37.5%に次いで多くなっています。



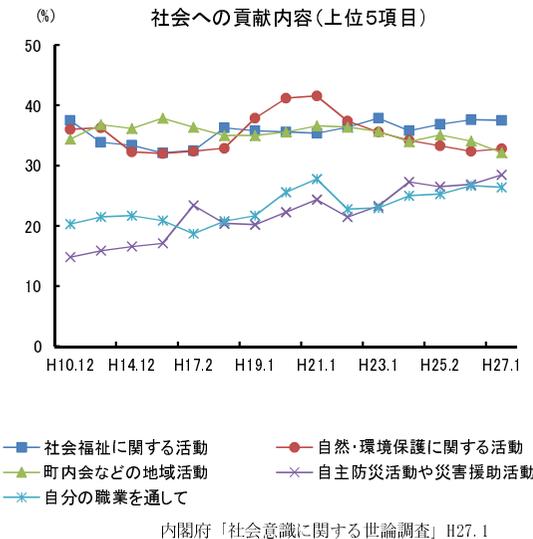
【質問】「今後の生活において心の豊かさや物の豊かさのどちらを重視するのか」
内閣府「国民生活に関する世論調査」H27.6



【質問】「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」という意見があるが、このうちどちらの意見に近いか
内閣府「社会意識に関する世論調査」H27.1



【質問】社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか
内閣府「社会意識に関する世論調査」H27.1



内閣府「社会意識に関する世論調査」H27.1

【環境との関わり】

●地域による環境保全活動の活性化

社会への貢献意識が高まり、その内容として自然・環境保護への関心度が高まってきている一方で、人口減少や高齢化、核家族化などとも相まって、地域コミュニティの衰退が懸念されています。地域共有の課題としての環境保全への取り組みを通して、地域コミュニティが活性化することが期待できる一方、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティによる環境保全の取り組みの好循環を創り出す必要があります。

●消費の価値観への対応

心の豊かさを求める人が増え、無駄なモノの購入や消費が控えられ、省エネやごみの減量などによる環境負荷の低減が期待できます。このような傾向に合わせ、より一層、環境に配慮した消費行動を促していくことが重要となり、「環境配慮」がモノ・サービスの高付加価値化につながるような工夫が必要となると考えます。

2. 計画の全体構成

1. 計画の性格

- ①奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画
- ②地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画。
- ③環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画

2. 計画期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5カ年とする。

3. 基本理念

本計画では、美しい景観の創造と持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然環境と優れた歴史文化遺産を将来にわたって継承し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県づくりに寄与していくことを目指して、計画の基本理念を次のように定めます。

「豊かな自然と優れた歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」
～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の実現～

～目指すべき奈良県の実現像～

澄んだ空に、手入れの行き届いた森の緑が映えます。広葉樹林は四季折々の彩りを見せ、訪れる人にやすらぎを与えています。

山々は里山・田園風景と相まって、都市景観の遠景となり、歴史的建造物の背景となって、まほろばの国にふさわしい、麗しいたたずまいを形づくっています。

まちなかは、花と緑にあふれ、歴史的風土と調和のとれた美しい都市景観と沿道景観に、住む人、訪れる人が和らぎを感じます。

山々に蓄えられた水は、清らかで豊かな水流となって、人々を潤し、さまざまな生物を育んでいます。

人々は、郷土に愛着と誇りをもち、ものを大切にする心と地域の景観や環境づくりに取り組む知恵にあふれ、自然にやさしく、その恵みを活かした生活を営んでいます。

4. リーディングプロジェクト

本計画に掲げる基本理念及び「目指すべき奈良県の環境像」の実現に向けて、県と市町村の連携を強化しながら、県民をはじめ“オール奈良”の多様な主体の協働・参加を促すリーディングプロジェクトとして、「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進を図ります。

■「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクト

「今よりもっときれいな奈良県」をコンセプトに、景観・環境づくりの成果を新たな魅力資源と捉え、「住んでよし」「訪れてよし」の地域づくりを進めるため、「きれいに暮らす奈良県スタイル」を追及し、県と市町村が連携して取り組む「奈良モデル・プロジェクト」として重点的に推進します。

プロジェクトは、三本の個別施策により推進することとし、一つ目は「清らかで豊かな水流」の観点から、本県の弱みの一つである「大和川のきれい化」を推進することにより、県内各河川における清流保全の取り組みにもつなげていきます。

次に、「四季折々の彩り」や「美しい都市景観」などの観点から、本県の強みである歴史的景観や自然景観などの魅力を一層高めるとともに、奈良らしい良好な都市景観を創出するため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭（エリア）」として、植栽景観を整え、県全体が調和のとれた「一つの庭」となることを目指します。この拠点的な景観創造を図りながら、奈良らしい魅力動線を創出するため沿道景観の形成にも取り組んでいきます。

三つ目は、きれいに暮らす奈良県スタイル構築のベースとして、本県の地域特性に適した「ごみ減量化」の取り組みを推進します。

これらの推進にあたっては、奈良モデルによる取り組みをさらに発展させ、関係機関や団体等の皆様とともに、実践的な活動を展開するための推進組織を設立し、その活動を通して“オール奈良”による取り組みを促進していきます。

5. 基本施策（7つの柱）

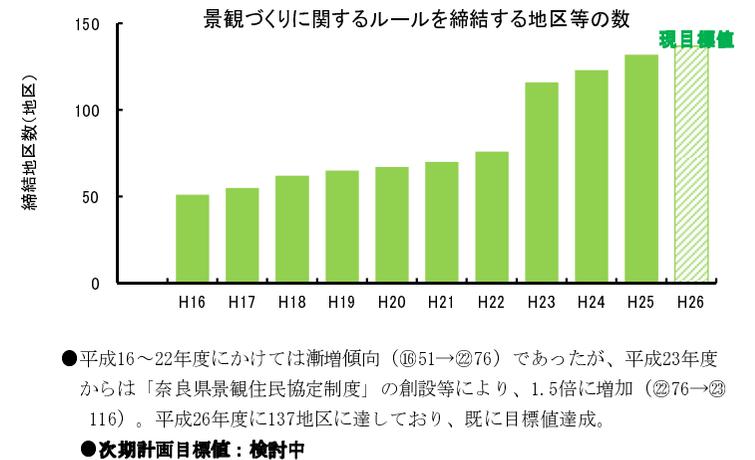
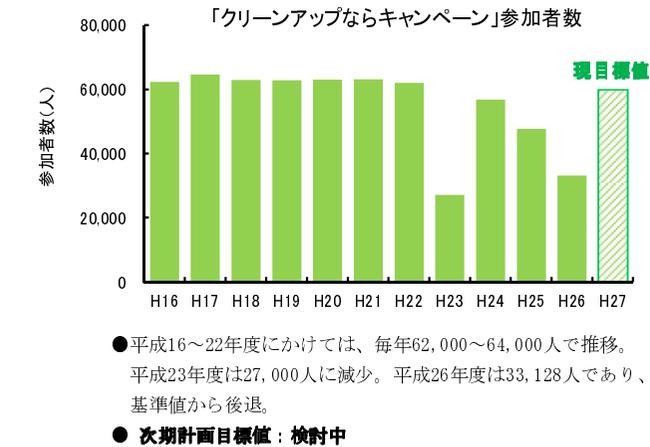
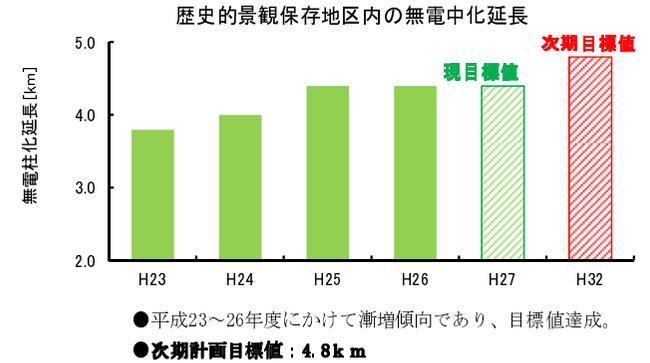
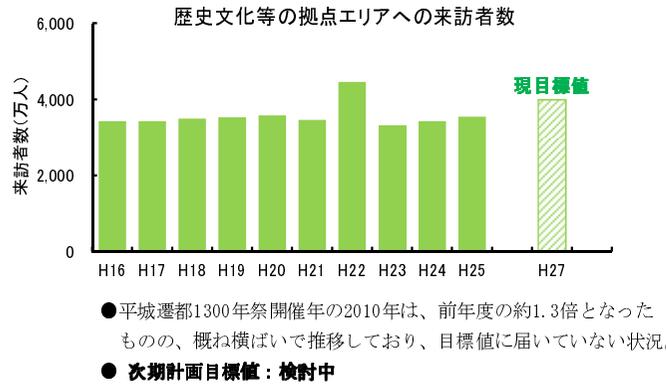
- ①奈良らしい景観の保全と創造
- ②清流の保全と復活
- ③低炭素社会の実現
- ④循環型社会の構築
- ⑤生物多様性の保全
- ⑥安全な生活環境の確保
- ⑦人づくり・地域づくりの推進



3. 現計画の指標評価と次期計画目標値 I 奈良らしい景観の保全と創造

| | 現計画 | | 現計画の評価 | | 次期計画 |
|---------------------------------|---------------------|-----------|--------------------|------|-----------|
| | 基準値 (H24) | 目標値 (H27) | 直近値 (H26) | 達成状況 | 目標値 (H32) |
| (新規) 奈良県植栽計画の整備着手エリア数 | — | — | 36 | — | 51 |
| 歴史文化等拠点エリアへの来訪者数 (万人) | 3,429 | 4,000 | 3,547 ^㊸ | ○ | 検討中 |
| 世界遺産登録地域の歴史的景観保存地区内の無電柱化延長 (km) | 3.8 ^㊸ | 4.4 | 4.4 | ◎ | 検討中 |
| 里山における森林整備の実施箇所数 (箇所) | 142 | 190 | 198 | ◎ | 320 |
| 「クリーンアップならキャンペーン」参加者数 | 47,000 ^㊸ | 60,000 | 33,128 | △ | 検討中 |
| 景観づくりに関するルールを締結する地区等の数 (地区) | 68 | 130 | 137 | ◎ | 検討中 |
| 県土に占める自然公園の割合 (%) | 17.2 | 維持する | 17.2 | ◎ | 17.2 |
| (新規) 耕作放棄地面積 | — | — | 調査中 | — | 検討中 |

◎：直近値が目標値を達成 ○：直近値が基準値から前進
△：直近値が基準値から後退、又は変化なし



<課題>

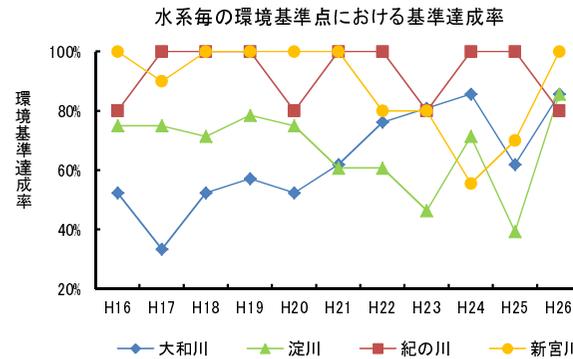
- 歴史的景観を保全する観点から、これまで、歴史的風土保存地区の買入や歴史的景観保存地区内の無電柱化などを着実に推進。引き続き、世界に誇れる「古都なら」としての風格をさらに高められる景観づくりを進めていくことが必要。
- 「奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭づくり」）」に基づき、36のエリアについて植栽整備を着手。奈良県の魅力を更に向上させるため、当該計画に基づく着実な植栽景観の整備が必要。
- 農村地域の景観を損ねる耕作放棄地が依然として未解消（耕作放棄地率が19%と近畿で最も高い【出典：2010 農林業センサス】）。引き続き、耕作放棄地の解消や地域力を活かした里山づくり等の取組を継続し、「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい田園・里山景観の保全が必要。

| 環境指標 | | 現計画 | | 現計画の評価 | | 次期計画 |
|--------------------------------------|-------|-----------|-----------|-------------------|------|-----------|
| | | 基準値 (H24) | 目標値 (H27) | 直近値 (H26) | 達成状況 | 目標値 (H32) |
| 水系毎の環境基準点における基準達成率 (%) (達成数/総地点数) | 大和川水系 | 85.7 | 90.5 | 85.7 | △ | 検討中 |
| | 淀川水系 | 71.4 | 89.3 | 85.7 | ○ | 検討中 |
| | 紀の川水系 | 100 | 100 | 80.0 | △ | 検討中 |
| | 新宮川水系 | 55.6 | 100 | 100 | ◎ | 検討中 |
| 汚水処理人口普及率 (%) | | 86.3 | 87.6 | 87.3 ^㉔ | ○ | 検討中 |
| 水源かん養保安林の面積 (ha) | | 63,105 | 62,932 | 63,243 | ◎ | 検討中 |
| 透水性舗装道路面積 (m ²) | | 205,704 | 172,350 | 226,816 | ◎ | 検討中 |

◎：直近値が目標値を達成 ○：直近値が基準値から前進
△：直近値が基準値から後退、又は変化なし

<課題>

- 水質汚濁の主要因は生活排水であるため、下水道や合併浄化槽の整備促進や住民への普及啓発など生活排水対策の一層の推進が必要。また、水質悪化を防ぐため、森林の公益的機能の維持増進等による河川水量の確保が必要。
- 公共用水域の水質の維持・向上のため、引き続き、工場・事業場排水の徹底した管理が必要。
- 植栽や視点場等の整備、河川清掃などを通じ、人々が親しみとやすらぎを感じることのできる水辺空間づくりが必要。



水系毎の環境基準点における基準達成率

<大和川水系>

- 21地点中、18地点で環境基準を達成 (H26)。環境基準達成率を長期で見ると向上 (⑩52.4%→⑳85.7%)。BOD値についても改善 (⑩4.2mg/L→⑳2.8mg/L)。

●次期計画目標値：検討中

<淀川水系>

- 28地点中、24地点で環境基準を達成 (H26)。環境基準達成率は平成25 (2013) 年度に39%と低下したが、平成26 (2014) 年度には85.7%に改善。BOD値は0.9~1.3mg/Lの範囲で概ね横ばいで推移。

●次期計画目標値：検討中

<紀の川水系>

- 5地点中、4地点が環境基準を達成 (H26)。環境基準達成率を長期 (H16~26) で見ると、80~100%で推移。BOD値は1.1~1.4mg/Lの範囲で概ね横ばいで推移。

●次期計画目標値：検討中

<新宮川水系>

- 全ての地点で環境基準を達成 (H26)。環境基準達成率は、紀伊半島大水害の影響により平成24(2012)年度に低下したが、それ以降は回復。BOD値は0.6~1.3mg/Lの範囲で推移。平成21~25年度にかけて緩やかな上昇傾向であったが (②0.8mg/L→⑤1.3mg/L)、平成26年度には0.6mg/Lまで低下。

●次期計画目標値：検討中

汚水処理人口普及率

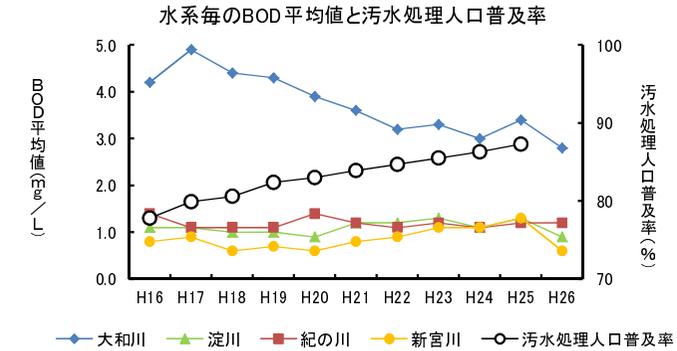
- ⑩77.8%→⑳87.3%。基準値から前進。

●次期計画目標値：検討中



- 平成16年度から着実に伸長。平成26年度では63,243haとなっており、既に目標値達成。

●次期計画目標値：検討中



水系毎のBOD平均値と汚水処理人口普及率

●平成16年度から着実に伸長。平成26年度では226,816m²となっており、既に目標値の1.3倍。

●次期計画目標値：検討中

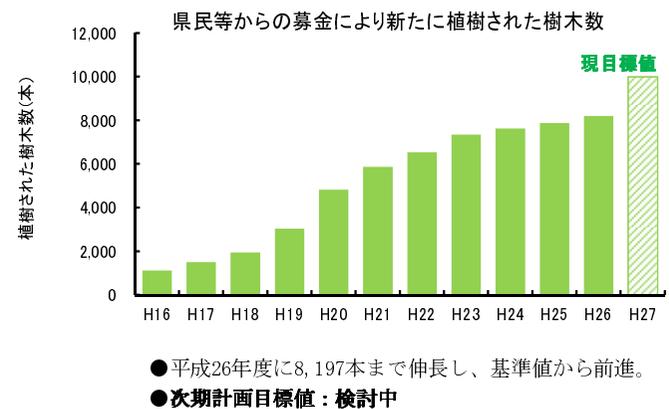
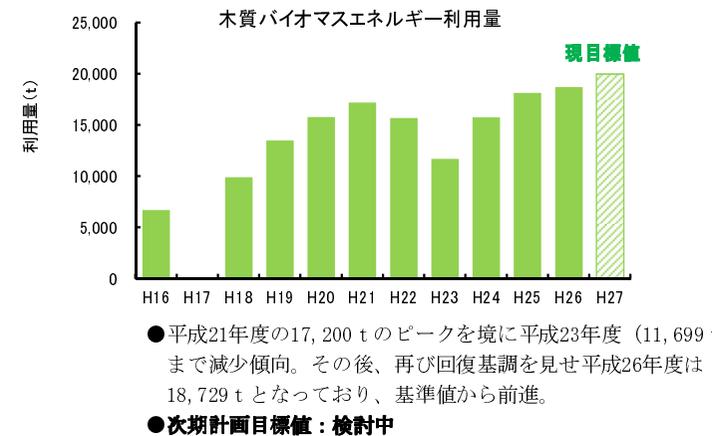
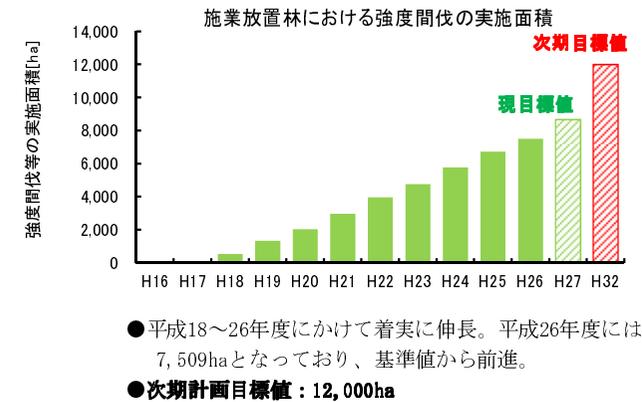
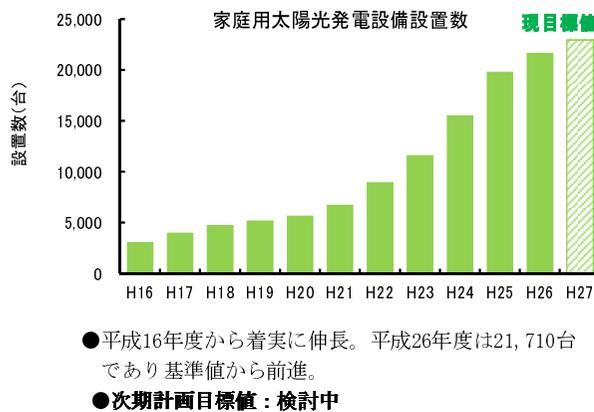
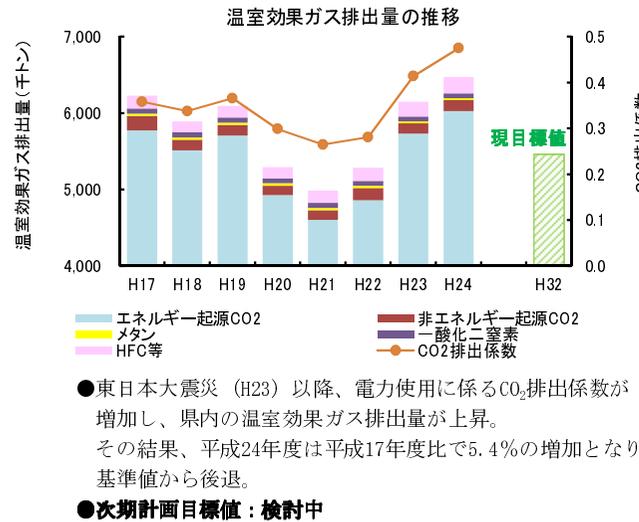


| 環境指標 | 現計画 | | 現計画の評価 | | 次期計画 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|------|-----------|
| | 基準値 (H24) | 目標値 (H27) | 直近値 (H26) | 達成状況 | 目標値 (H32) |
| 温室効果ガスの削減量 (%) [基準年: 平成17年度] | △1.2㉔ | △12.3㉔ | 5.4㉔ | △ | 検討中 |
| (新) 再生可能エネルギーの導入量 (kW) | — | — | 199,921 | — | 検討中 |
| 施業放置林における強度間伐実施面積 (ha) | 5,773 | 8,670 | 7,509 | ○ | 検討中 |
| 家庭用太陽光発電設備設置台数 (台) | 11,648㉔ | 23,000 | 21,710 | ○ | 検討中 |
| 木質バイオマスエネルギー利用量 (t) | 15,763 | 20,000 | 18,125㉔ | ○ | 検討中 |
| 県民等からの募金により新たに植樹された樹木数 (累計本数) | 4,882㉔ | 10,000 | 8,197 | ○ | 検討中 |

◎: 直近値が目標値を達成 ○: 直近値が基準値から前進
△: 直近値が基準値から後退、又は変化なし

<課題>

- エネルギーの供給面では、熱エネルギー（温泉熱や太陽熱など）や未利用エネルギー（排熱・温度差）の利活用の促進とともに、地域特性に応じた木質バイオマスなど地域資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの導入の拡大が必要。
- 需要面では、電力ピークカットの取組みを継続し、低エネルギーな生活を目指すため、奈良の省エネ・節電スタイルの更なる推進が必要。
- 森林県である本県の特性を活かし、森林の持つ二酸化炭素吸収能力を維持・向上させるため、間伐等の実施による森林整備の推進が必要。



| 環境指標 | | 現計画 | | 現計画の評価 | | 次期計画 |
|--------------------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------|------|------------|
| | | 基準値 | 目標値(H29) | 直近値 | 達成状況 | 目標値(H29) |
| 廃棄物排出量 | 一人1日あたりの排出量 (g/人・日) | 920 ^㉓ | 870以下 | 918 ^㉔ | ○ | 870以下 |
| | 産業廃棄物排出量 (千t) | 1,539 ^㉔ | 1,560以下 | 1,539 ^㉔ | — | 1,560以下 |
| リサイクル率 | 一般廃棄物 (%) | 13.5 ^㉓ | 25.0 | 13.1 ^㉔ | △ | 25.0 |
| | 産業廃棄物 (%) | 48.0 ^㉔ | 48.0 | 48.0 ^㉔ | — | 48.0 |
| 最終処分量 | 一般廃棄物 (千t) | 65 ^㉓ | 46以下 | 60 ^㉔ | ○ | 46以下 |
| | 産業廃棄物 (千t) | 74 ^㉔ | 64以下 | 74 ^㉔ | — | 64以下 |
| (新) 不法投棄・不適正処理の件数 | | — | — | 50 ^㉔ | — | 前年度より低下させる |
| (新) リサイクル製品認定制度における認定品目数 | | — | — | 98 ^㉔ | — | 150 |

◎：直近値が目標値を達成 ○：直近値が基準値から前進 △：直近値が基準値から後退、又は変化なし

※目標値は、県の次期廃棄物処理計画（H29策定）策定に合わせ、本計画の目標値を見直す。

<課題>

【一般廃棄物】

●県民一人一日当たりのごみ排出量は、減少傾向であるが、リサイクル率は、平成18（2006）年度の16.3%をピークに低下している。最終処分量は減少傾向であるが、最終処分場の残容量が逼迫していることなどを鑑み、更なる3Rの取組みを推進する必要がある。

●引き続き、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減を図るため、県民、事業者、関係機関・団体等による主体的な取組みを促進するとともに、県と市町村が連携・協働しながら各事業を効果・効率的に推進する必要がある。

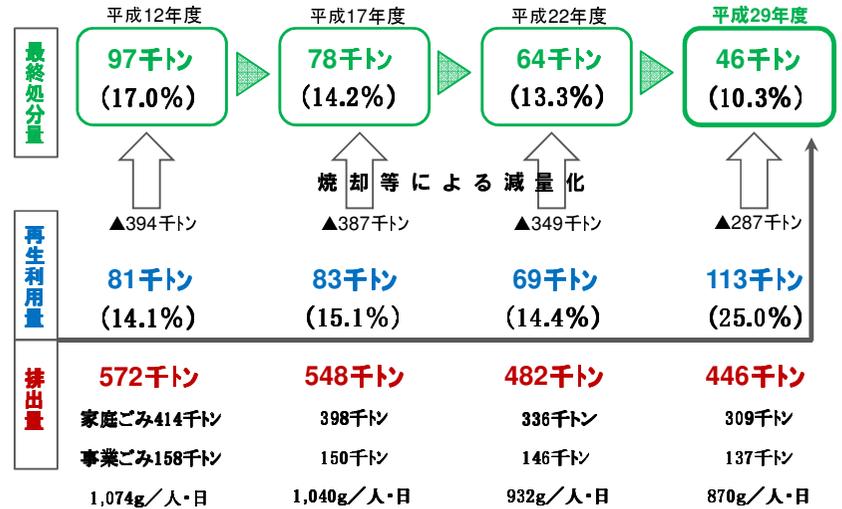
【産業廃棄物】

●排出量の減は、景気低迷等の影響も受けているものと考えられることから、引き続き、排出抑制、及び概ね横ばいで推移しているリサイクル率の向上を図り、最終処分量を引き下げていく必要がある。

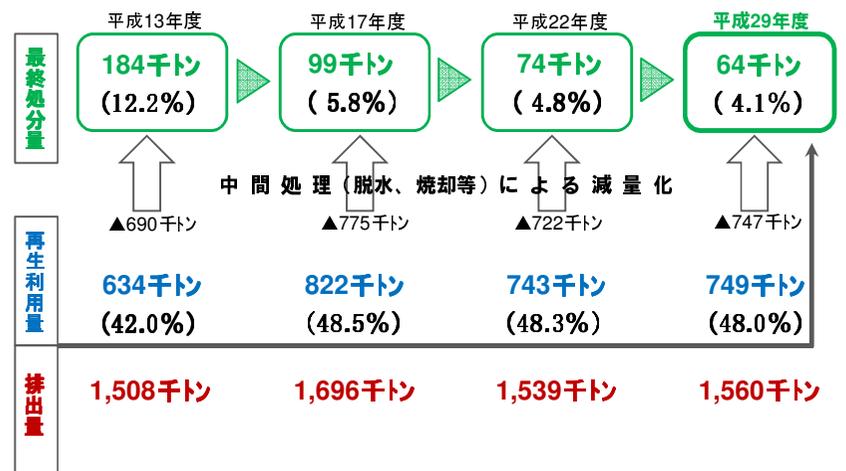
【数値目標の設定】

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、廃棄物の更なる減量化(ごみゼロ化)を目指し、①最終処分量を総合的指標とし、それを達成するための手段として ②排出抑制、③再生利用 の数値目標(平成29年度)を設定する。

(1)一般廃棄物



(2)産業廃棄物



| 環境指標 | 計画 | | 評価 | | 次期計画 |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------------|------|--------------|
| | 基準値 (H22) | 目標値 (H27) | 直近値 (H26) | 達成状況 | 目標値 (H32) |
| 奈良県版レッドデータブックにおける希少野生動植物数〔種〕 | 1,115 | 維持する | 1,115 [㊤] | ◎ | 検討中 |
| (新)「なら生物多様性保全ネットワーク」に参画する団体数 | — | — | 79 [㊤] | — | 90 |
| (新) 特定希少野生動植物の指定数 | — | — | 12 [㊤] | — | 20 |
| (新) アライグマ防除実施計画を策定した市町村数 | — | — | 23 [㊤] | — | 35 |

◎：直近値が目標値を達成 ○：直近値が基準値から前進 △：直近値が基準値から後退、又は変化なし

- 奈良県版レッドデータブックにおける希少野生動植物数〔種〕は、平成22年度（基準年）から平成26年度にかけて、1,115種を維持。
- 県内に生息・生育する多種多様な生物を保全しておくため、平成24年度に「生物多様性なら戦略」を策定。
- 県、市町村、関係行政機関などが情報の提供や共有を図るとともに、生物多様性保全の普及活動を推進するため、平成25年度に「なら生物多様性保全ネットワーク」を設立。
当該ネットワークへの参加団体数は、平成26年度末時点で79団体。
- 特定希少野生動植物の保護を図るための事業を適正かつ効果的に実施するため、平成22年度に特定希少野生動植物の保護管理事業計画を策定（全12種の特定希少野生動植物のうち、4種について策定）。
- 外来生物法に基づきアライグマの防除実施計画を策定。市町村と協力してアライグマ対策を実施。
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護及び管理を実施。平成26年度末時点での鳥獣保護区は21箇所、38,548ha。

<課題>

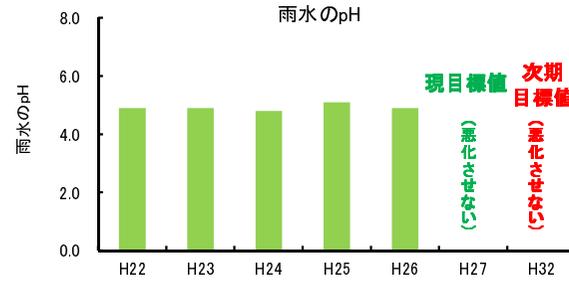
- 人間の「いのち」や「くらし」にとって、生物多様性がもたらす「自然の恵み」は不可欠。このことから、「生物多様性なら戦略」に基づき、自然環境保全地域の保全や外来種防除対策の強化など、多様な取組を推進していくことが必要。
- 奈良県レッドデータブックに記載されている希少野生動植物数は維持されている状況。「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を適正に運用し、引き続き、希少野生動植物を保護していくことが必要。
- 平成22年度以降、県内で外来種のアライグマによる被害が頻発。生態系や農作物の保護を図る観点から、引き続き、外来種防除の推進が必要。
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき野生鳥獣の保護と管理、及び啓発活動の推進が必要。

| 環境指標 | | 現計画 | | 現計画の評価 | | 次期計画 |
|-------------------------------|---------------|-------------------|--------------|-------------------|------|--------------|
| | | 基準値 (H24) | 目標値 (H27) | 直近値 (H26) | 達成状況 | 目標値 (H32) |
| 大気環境基準達成率 (%) (一般局/自排局) | SO2 | 100/100 | 100/100 | 100/100 | ◎ | 100/100 |
| | NO2 | 100/100 | 100/100 | 100/100 | ◎ | 100/100 |
| | CO | 100/100 | 100/100 | 100/100 | ◎ | 100/100 |
| | SPM | 100/100 | 100/100 | 100/100 | ◎ | 100/100 |
| | Ox (自排局無し) | 0/— | 100/— | 0/— | △ | 100/100 |
| | PM2.5 | 50/0 | 100/100 | 33/0 | △ | 100/100 |
| 雨水のpH値 | | 4.8 | 悪化させない | 4.9 | ◎ | 悪化させない |
| ダイオキシン類の環境基準達成率 (%) | | 100 ^㉔ | 100 | 100 ^㉕ | ◎ | 100 |
| 環境中に排出される化学物質の量 (t) | | 656 ^㉔ | 1,400以下 | 514 ^㉕ | ◎ | H26よりも低下させる |
| PCBの適正処理実施率 [コンデンサ類 (%)] | | 44.1 ^㉔ | 100 | 75.8 ^㉕ | ○ | 100 |
| 公害苦情件数 (件) (騒音・振動・悪臭) | | 196 ^㉔ | 200以下 | 147 ^㉕ | ◎ | 100以下 |

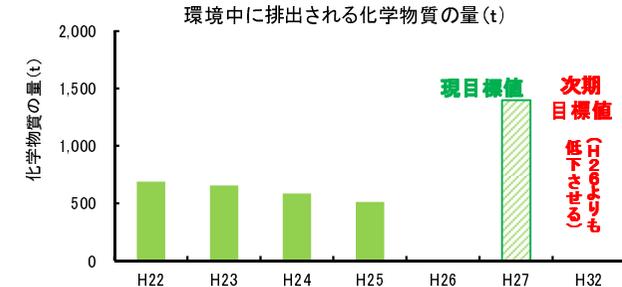
◎：直近値が目標値達成 ○：直近値が基準値から前進 △：直近値が基準値から後退、又は変化なし

<課題>

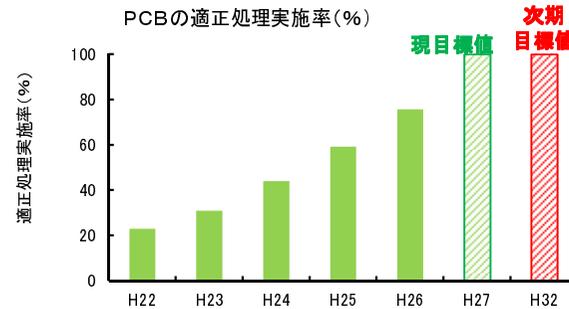
- 環境基準を達成していない光化学オキシダント及びPM2.5については常時監視体制（注意喚起等含む）を強化するとともに、原因解明のための調査研究の推進が必要。
- ダイオキシン類は、平成20年度以降、環境基準値を下回っているが、引き続き、焼却炉等の適正な管理が必要。
- P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）で指定されている化学物質の排出量は減少傾向。この傾向を維持することが重要であるため、引き続き、当該制度の的確な運用が必要。
- 公害苦情件数（騒音・振動・悪臭）は、平成23年度以降、200件以下で推移しており、苦情発生件数は減少傾向であるが、今後もこの傾向を維持していくことが重要であり、引き続き、騒音規制法など各種法律や県生活環境保全条例に基づいた適正な規制の実施が必要。



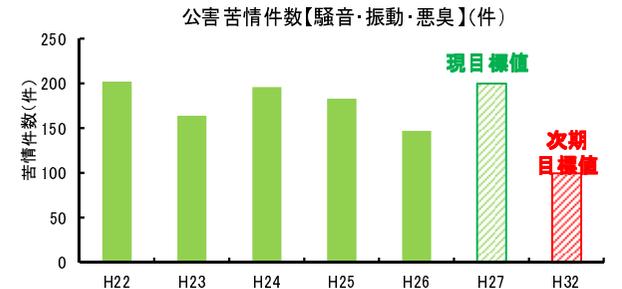
- 平成26年度が4.9と基準値から悪化しておらず、目標値達成。
- 次期計画目標値：悪化させない



- 平成13年度にPRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）が制定されて以降、減少傾向。平成25年は514tであり、目標値達成。
- 次期計画目標値：直近値（現況値）よりも低下させる



- 平成26年度は75.8%であり、基準値から前進。
- 次期計画目標値：100%（現計画の目標値（～H29））



- 平成23年度以降は200件以下で推移。平成26年度は147件であり、目標値達成。
- 次期計画目標値：100件以下

ダイオキシン類の環境基準達成率

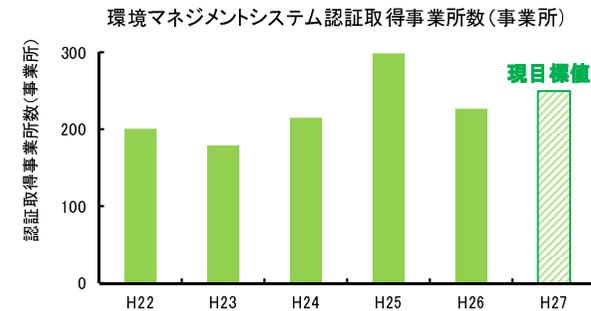
- 調査を開始した平成12年度、13年度、14年度、及び19年度に環境基準を超過した地点があったが、それ以外は全ての調査地点で環境基準達成。
- 次期計画目標値：100%

| 環境指標 | 計画 | | 評価 | | 次期計画 |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------|------|--------------|
| | 基準値 (H24) | 目標値 (H27) | 直近値 (H26) | 達成状況 | 目標値 (H32) |
| 環境保全活動に取り組むNPO法人数(団体) | 170㊟ | 200 | 177 | ○ | 200 |
| 環境マネジメントシステム認証取得事業所数(事業所) | 215 | 250 | 227 | ○ | 検討中 |
| 温暖化防止実行計画を策定している県内市町村数の割合(%) | 44 | 100 | 51㊟ | ○ | 100 |
| 歴史文化等の拠点エリアへの来訪者数(万人)【再掲】 | 3,429 | 4,000 | 3,547㊟ | ○ | 検討中 |
| 環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数(件(累計)) | 70 | 100 | 70 | △ | 2件/年 |

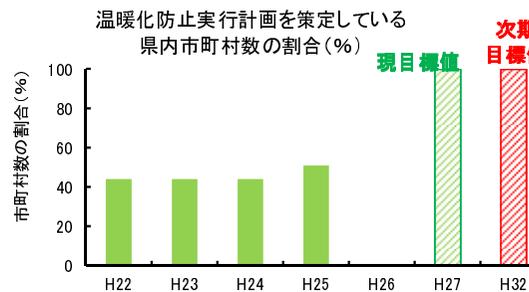
◎：直近値が目標値達成 ○：直近値が基準値から前進 △：直近値が基準値から後退、又は変化なし



●平成26年度は177団体であり、基準値から前進。
●次期計画目標値：200団体



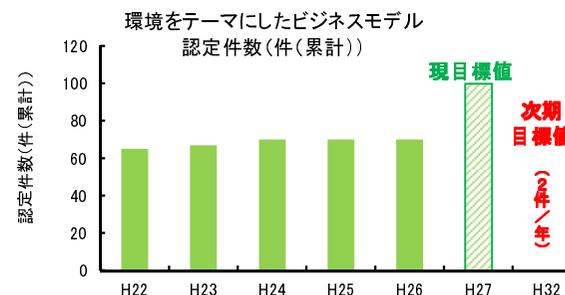
●平成25年度で目標値達成。平成26年度は227事業所まで減少しているが、基準値からは前進。
●次期計画目標値：検討中



●平成25年度は51%であり、基準値から前進。
●次期計画目標値：100%



●平城遷都1300年祭開催年の2010年は、前年度の約1.3倍となったものの、概ね横ばいで推移しており、目標値に届いていない状況。
●次期計画目標値：検討中



●平成24年度まで増加。平成25年度以降、新たな認定件数はなく、平成26年度は70件であり基準値から変化なし。
●次期計画目標値：2件/年

<課題>

- 地球温暖化や廃棄物などの環境問題の解決には、法整備や省エネ技術の開発などとともに一人ひとりが地域の環境保全活動に自主的に取り組んでいくことが重要であり、すべての世代が身近なことはもとより、地球規模の課題への意識を高め、様々な環境問題に対して実践的な行動を起こせるよう、環境教育や環境学習の機会を広めていくことが必要。
- 県民・民間団体・事業者・行政がそれぞれの役割のもとで、自主的かつ積極的な取組を進めていくことが重要であり、環境保全活動を行うNPO団体や企業などの育成や、それらを繋ぐネットワークによる交流・連携を促進していくことが必要。

4. 施策体系

基本理念に掲げる「目指すべき奈良県の環境像」の実現に向けて、次の7つの柱で施策を展開します。

I 奈良らしい景観の保全と創造

世界に誇る歴史文化遺産とともに、豊かな自然、田園・里山風景が広がる県内各地において、四季折々に彩られる景観を守りながら、国際的な歴史文化交流圏「奈良県」にふさわしい景観を創り育て、未来につなげていきます。

そのため、人々の日常の生活を快適で心安らぐものとする「暮らし息づく場」としての景観づくりに取り組むとともに、地域の魅力が増進、創出され交流と活力の源泉となる「おもてなし」の景観づくりを進めます。

II 清流の保全と復活

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育むため、生活排水の浄化等による水質の維持・改善や保水・利水等の対策に取り組むとともに、やすらぎと和らぎを感じることのできる水辺の空間づくりを進めます。

また、施策推進の旗印として、本県の弱みである「大和川の水質改善」を掲げ、県民の参加・協働を得ながら様々な事業を展開させるとともに、この取り組みを全国的に広げ、県内各河川やため池などの水辺環境づくりを促進します。

III 低炭素社会の実現

自然災害だけでなく、人々の健康や生態系などにも影響を及ぼす地球温暖化対策として、県としても、県内温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素の削減対策が重要な課題になっています。

そのため、熱エネルギーや未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用及び県民や事業者の省エネ・節電スタイルの推進・定着を促すとともに、森林面積が県土面積の約7割を占める本県の特性を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全を進めます。

IV 循環型社会の構築

きれいに暮らす生活スタイルのベースとして、「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、「ごみゼロ化」に向けての3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを一層促進することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。

施策の推進にあたっては、県と市町村が連携して取り組む「奈良モデル」によりより効果・効率的な事業実施を迫るとともに、県民・事業者、関係機関・団体等による主体的な取り組みを促し、全県的なムーブメントを高めていきます。

V 生物多様性の保全

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、生物多様性なら戦略に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。

また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や、外来種による生態系等への被害防止の取り組みを推進します。

VI 安全な生活環境の確保

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取巻く生活環境（大気、土壌、騒音など）を保全するための対策を講じます。

また、有害な化学物質の適正利用、適正処理とともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない微小粒子状物質（PM2.5）に係る調査研究などの取り組みを推進します。

VII 人づくり・地域づくりの推進

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組む、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。

そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、市町村、関係機関・団体等との連携・協働により、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。

また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

4. 施策体系

| 施策（7本の柱） | 施策体系 | 小施策 |
|-----------------|-------------------|---|
| I 奈良らしい景観の保全と創造 | 1 「なら四季彩の庭」づくり | (1) 奈良県植栽計画の推進 |
| | 2 歴史的景観の保全と活用 | (1) 歴史的景観の保全と活用 |
| | 3 田園・里山景観の形成と活用 | (1) 田園・里山景観の形成 (2) 田園・里山景観の活用 |
| | 4 都市景観の創造 | (1) 都市・沿道景観の形成 (2) 憩いのある緑の空間の創造 (3) 緑を育てる仕組みづくり (4) 市街地内農地の活用 (5) 住民による景観美化運動の展開 |
| | 5 自然景観の保全と再生 | (1) 自然環境の保全 (2) 自然環境の再生 (3) 機能区分に応じた適切な森林の整備・保全 |
| II 清流の保全と復活 | 1 水質の維持・改善 | (1) 生活排水対策の推進 (2) 大和川の水質改善 (3) 清流吉野川の保全 (4) 流域・地域と連携した水質保全対策の推進 (5) 工場・事業場等の排水対策の推進 |
| | 2 水量の確保と保水力の維持・向上 | (1) 森林の保水機能の維持・回復 (2) 都市・農村における保水力の向上 (3) 環境用水の導入検討・促進 (4) 瀬切れ対策の推進 (5) ダムの弾力的運用 |
| | 3 やすらぎの水辺空間の整備 | (1) 川辺のまちづくり (2) 守水による里川づくり (3) 水辺環境の保全 (4) 自然に配慮した河川整備 (5) 多様な生物が見られる水辺づくり |

4. 施策体系

| 施策（7本の柱） | 施策体系 | 小施策 |
|--------------|-----------------------------|---|
| III 低炭素社会の実現 | 1 温室効果ガスの排出削減 | (1) 省エネ・節電等の推進 (2) 再生可能エネルギーの活用 (3) フロン対策等の推進 (4) 工場・事業所等の固定発生源対策 (5) 自動車等の移動発生源対策 |
| | 2 二酸化炭素吸収源の整備 | (1) 健全な森林の整備 (2) 保安林等の適正な管理と保全 (3) 森林CO2吸収量の評価・認証等の促進 |
| | 3 顕在化する地球温暖化への適応 | (1) 温暖化の影響と考えられる県内事象の分析 (2) 影響予測と各分野における適応策の検討促進 |
| IV 循環型社会の構築 | 1 廃棄物の排出抑制の促進 | (1) 「ごみゼロ生活」の推進 (2) 技術・研究開発の促進（排出抑制・減量化） (3) 事業者の自主的取組みの促進（排出抑制・減量化） (4) ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進 |
| | 2 廃棄物の循環的利用の促進 | (1) リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進 (2) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進 (3) 廃棄物利用の再生製品化・流通促進 (4) 技術・研究開発の促進（再生利用） |
| | 3 廃棄物の適正処理の推進 | (1) 排出事業者責任の徹底 (2) 有料処理業者の育成 (3) 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全 (4) 有害廃棄物の適正処理の推進 (5) ごみ処理施設の安定的確保 (6) し尿等の処理対策の推進 |
| | 4 廃棄物の不法投棄・不適正処理 | (1) 県民総監視ネットワークの推進 (2) 悪質事案対策の強化 (3) 使用済家電等の不適正処理対策の推進 (4) 県民参加型の環境美化活動の促進 (5) 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進 |
| | 5 災害廃棄物処理対策の推進 | (1) 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備 (2) 災害廃棄物処理計画の策定促進 |
| | 6 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進 | (1) 一般廃棄物処理の広域化 (2) 災害廃棄物処理対策の推進（再掲） (3) 廃棄物の減量化・再生利用の推進 (4) 不法投棄・使用済家電等対策の強化（再掲） |

4. 施策体系

| 施策の柱 | 施策体系 | 小施策 |
|-------------------|------------------------|---|
| V 生物多様性なら戦略の推進 | 1 生物多様性の保全と再生 | (1) 重要地域の保全 (2) 野生動植物の保護と管理 (3) 森林、里地里山、河川・ため池、都市部における生物多様性の保全 (4) 水循環の再生 (5) 生態系ネットワークの形成 (6) 地球温暖化への対応 |
| | 2 生態系サービスの持続可能な利用 | (1) 農林水産業における取り組み (2) 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮 |
| | 3 生物多様性を活用した地域の活性化 | (1) 希少野生動植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化 (2) 生物多様性を活用した見所づくり (3) エコ・グリーンツーリズムの推進 |
| | 4 生物多様性を支える基盤づくり | (1) 生物多様性の恵みにふれる機会の拡大 (2) 多様な主体が連携・協働する「奈良生物多様性保全ネットワーク」形成 (3) 生物多様性センター機能を持つ拠点の形成 |
| VI 安全な生活環境の確保 | 1 大気環境の保全対策 | (1) 光化学オキシダント及びPM2.5対策 (2) 酸性雨対策 |
| | 2 生活環境の保全対策 | (1) 化学物質対策等 (2) 騒音、振動、悪臭対策等 (3) 放射線モニタリング等の実施 |
| | 3 基盤づくりの推進 | (1) 環境影響評価制度の推進 (2) 環境に関する調査研究の推進 |
| VII 人づくり・地域づくりの推進 | 1 環境を学ぶ機会づくり | (1) 環境教育・環境学習の推進 (2) 啓発イベントの実施 |
| | 2 環境への取組を通じた「地域づくり」の推進 | (1) 「きれいな暮らし奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成 (2) 環境を魅力ポイントとする新たな観光の創出 (3) 優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進 (4) 自然とのふれあいを通じた地域の活性化 (5) 関係団体等の自主的・主体的な活動の促進 |